

告示

埼玉県告示第千六百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、指扇北土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	石井友一	埼玉県さいたま市西区宮前町千八百二十一番地二
同	片岡良夫	同 大字清河寺千六十番地
同	金子裕治	同 三橋六丁目千三百六十九番地
同	黒田安正	同 五丁目八百八十六番地
同	齋藤重則	同 大字清河寺千二十九番地
同	齋藤茂	同 同 千三十一番地
同	関根克信	同 同 高木千三百八十八番地
同	関根忠泰	同 同 千三百七十四番地一
同	高野茂子	同 同 千二百六十八番地
同	高野雅好	同 同 千七百番地
同	長澤章	同 同 千三百五十三番地
同	長澤勲夫	同 同 千三百八十三番地
同	細田朝司	同 同 千七百八十二番地一
同	細田富夫	同 同 千六百七十五番地
同	細田勝	同 同 千七百六十番地
同	増永幸三	同 同 清河寺千九十五番地
同	和久津昭夫	同 同 高木千七百八十八番地
同	和久津正一	同 同 千八百十五番地
同	和久津清次	同 同 清河寺千二十五番地一の二
同	和久津重明	同 同 千六番地